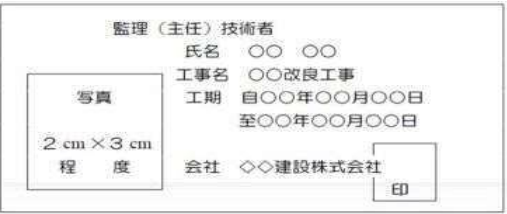


○ 農業土木工事共通仕様書(平成29年4月1日付け)一部改正新旧対照表

改正後	現 行
<p><b>第1編 共通編</b>  <b>第1章 総則</b>  <b>第1節 総則</b>  <b>1-1-1 [略]</b>  <b>1-1-2 用語の定義</b>                      共通仕様書における用語の定義は、次に定めるところによる。                      (1)～(13) [略]                      (14)「工事着手」とは、<b>工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置又は測量をいう。）</b>、<b>詳細設計付工事における詳細設計又は工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。</b>                      (15)～(34) [略]</p> <p><b>1-1-3～1-1-9 [略]</b>  <b>1-1-10 主任技術者等の資格</b>                      土木施工管理技士等の資格を有する主任技術者又は監理技術者（指定建設業を除く。）を必要とする場合には、次の各号のうち、設計図書で定める者とする。                      (1) 建設業法(昭和 24 年法律第 100号)による技術検定のうち検定種目を<b>1級の建設機械施工</b>、<b>1級の土木施工管理</b>、また管工事では<b>1級管工事施工管理</b>、電気一式工事では<b>1級電気工事施工管理</b>、建築一式工事では<b>1級建築施工管理</b>に合格した者                      (2) 建設業法による技術検定のうち検定種目を<b>建設機械施工</b>、<b>1級の土木施工管理</b>若しくは<b>2級の土木施工管理</b>（種別を「土木」とするものに限る。）、また管工事では<b>管工事施工管理</b>、電気一式工事では<b>電気工事施工管理</b>、建築一式工事では<b>1級の建築施工管理</b>若しくは<b>2級の建築施工管理</b>（種別を「建築」とするものに限る。）に合格した者</p> <p><b>1-1-12 工事着手</b>                      受注者は、設計図書に定めのある場合の他、特別の事情がない限り工事開始日後 30 日以内に<b>工事着手</b>しなければならない。</p> <p><b>1-1-13 工事の下請負</b>                      受注者は、下請負に付する場合、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。                      (1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。                      (2) 下請負人が、<b>鹿児島県</b>の工事指名競争参加資格者である場合、指名停止期間中ではないこと。                      (3) 下請負人は、当該下請工事の施工能力を有すること。<b>なお、下請契約を締結する時は、適正な額の請負代金での下請契約の締結に努めなければならない。</b></p> <p><b>1-1-14 施工体制台帳及び施工体系図</b>                      1. 施工体制台帳                      受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、国土交通省令及び「施工体制台帳及び施工体系図等の取扱いについて」（平成 27 年3 月 13 日土木部長通知）に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に提出しなければならない。                      2. 施工体系図                      第 1 項の受注者は、国土交通省令及び「施工体制台帳及び施工体系図等の取扱いについて」（平成 27 年 3 月13 日土木部長通知）に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督職員に提出しなければならない。</p>	<p><b>第1編 共通編</b>  <b>第1章 総則</b>  <b>第1節 総則</b>  <b>1-1-1 [略]</b>  <b>1-1-2 用語の定義</b>                      共通仕様書における用語の定義は、次に定めるところによる。                      (1)～(13) [略]                      (14)「工事着手」とは、<b>現場事務所等の設置又は測量、詳細設計又は工場製作のいずれかに着手することをいう。</b>                      (15)～(34) [略]</p> <p><b>1-1-3～1-1-9 [略]</b>  <b>1-1-10 主任技術者等の資格</b>                      土木施工管理技士等の資格を有する主任技術者又は監理技術者（指定建設業を除く。）を必要とする場合には、次の各号のうち、設計図書で定める者とする。                      (1) 建設業法(昭和 24 年法律第100号)による技術検定のうち検定種目を<b>一級の建設機械施工</b>、<b>一級の土木施工管理</b>、また管工事では<b>一級管工事施工管理</b>、電気一式工事では<b>一級電気工事施工管理</b>、建築一式工事では<b>一級建築施工管理</b>に合格した者                      (2) 建設業法による技術検定のうち検定種目を<b>建設機械施工</b>、<b>一級の土木施工管理</b>若しくは<b>二級の土木施工管理</b>（種別を「土木」とするものに限る。）、また管工事では<b>管工事施工管理</b>、電気一式工事では<b>電気工事施工管理</b>、建築一式工事では<b>一級の建築施工管理</b>若しくは<b>二級の建築施工管理</b>（種別を「建築」とするものに限る。）に合格した者</p> <p><b>1-1-12 工事の着手</b>                      受注者は、設計図書に定めのある場合の他、特別の事情がない限り工事開始日後 30 日以内に<b>工事に着手</b>しなければならない。</p> <p><b>1-1-13 工事の下請負</b>                      受注者は、下請負に付する場合、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。                      (1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。                      (2) 下請負人が、<b>農林水産省</b>の工事指名競争参加資格者である場合、指名停止期間中ではないこと。                      (3) 下請負人は、当該下請工事の施工能力を有すること。 <b>[新設]</b></p> <p><b>1-1-14 施工体制台帳及び施工体系図</b>                      1. 受注者は、建設業法第24 条の 7 第 1 項の規定に基づき作成した施工体制台帳について、公共工事の <b>入札及び契約の適正化の促進に関する法律第13 条第 1 項</b>に基づき、必要書類を添付しその写しを監督職員に提出しなければならない。                      なお、監理技術者、主任技術者（下請負人を含む）及び専任する専門技術者の顔写真を添付するものとする。                      2. 受注者は、建設業法第 24 条の 7 第 4 項の規定に基づき作成した施工体系図について、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 13 条第 3 項に基づき、工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、監督職員に提出しなければならない。</p>

○ 農業土木工事共通仕様書(平成29年4月1日付け)一部改正新旧対照表

改正後	現行
<p>3. 名札等の着用 第1項の受注者は、監理技術者、主任技術者（下請負者を含む）及び第1項の受注者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。名札は図1-1-1を標準とする。</p>  <p>[注1] 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。[注2] 所属会社の社印とする。 図1-1-1 名札の標準図</p> <p>4. 施工体制台帳等変更時の処置 第1項の受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督職員に提出しなければならない。</p> <p>1-1-15~1-1-21 [略]</p> <p>1-1-22 建設副産物 1. [略]</p> <p>2. 建設発生土については、設計図書で指定する受入れ地へ搬出するものとする。なお、搬出に当たっては、関係法令及び設計図書の規定等を遵守しなければならない。</p> <p>3. ~7. [略]</p> <p>1-1-23~26 [略]</p> <p>1-1-27 工事完成図 1.・2. [略]</p> <p>3. 管水路工事においては、管制図についても工事完成図として提出しなければならない。</p> <p>1-1-28 工事完成検査 1. ~3. [略]</p> <p>4. 検査職員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して、期限を定めて修補の指示を行うことができるものとする。</p> <p>5. [略]</p> <p>1-1-30 施工管理 1. 受注者は、施工計画書に示される作業手順に従って施工し、あらかじめ定めた規格値により施工管理を行い、その記録を監督職員に提出しなければならない。</p> <p>2. 受注者は、1の規格値及び設計図書に定めのない工種について、監督職員と協議のうえ、施工管理を行うものとする。</p> <p>1-1-31~33 [略]</p> <p>1-1-34 工事中の安全管理 10. 安全対策 (1) 受注者は、土地改良事業における工事の安全対策について（平成4年5月27日付け4構改D第308号農林水産省構造改善局長通知）に基づいて、工事着手後、原則として作業員全員の参加により月当たり半日以上の時間を割当てて、次の項目から実施内容を選択し、工事の内容に応じた安全、訓練等を実施しなければならない。</p>	<p>3. 受注者は、1及び2の施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督職員に提出しなければならない。</p> <p>4. 受注者は、発注者から1により提出された施工体制台帳と工事現場の施工体制が合致しているかどうかの点検を求められた場合、これに応じなければならない。</p> <p>1-1-15~1-1-21 [略]</p> <p>1-1-22 建設副産物 1. [略] [新設]</p> <p>3. ~6. [略]</p> <p>1-1-23~26 [略]</p> <p>1-1-27 工事完成図 1.・2. [略] [新設]</p> <p>1-1-28 工事完成検査 1. ~3. [略]</p> <p>4. 検査職員は、修補の必要があると認めた場合、受注者に対して、期限を定めて修補の指示を行うことができるものとする。</p> <p>5. [略]</p> <p>1-1-30 施工管理 1. 受注者は、施工計画書に示される作業手順に従って施工し、農業土木工事施工管理基準（平成23年9月 鹿児島県農政部）により施工管理を行い、その記録を監督職員に提出しなければならない。</p> <p>2. 受注者は、1の施工管理基準及び設計図書に定めのない工種について、監督職員と協議のうえ、施工管理を行うものとする。</p> <p>1-1-31~38 [略]</p> <p>1-1-34 工事中の安全管理 10. 安全対策 (1) 受注者は、土地改良事業における工事の安全対策について（平成4年5月27日付け農林水産省構造改善局長通知）に基づいて、工事着手後、原則として作業員全員の参加により月当たり半日以上の時間を割当てて、次の項目から実施内容を選択し、工事の内容に応じた安全、訓練等を実施しなければならない。</p>

○ 農業土木工事共通仕様書(平成29年4月1日付け)一部改正新旧対照表

改正後

1-1-35~36 [略]

1-1-37 電子納品

1. 本工事(業務)は、電子納品対象工事(業務)とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「鹿児島県電子納品ガイドライン(案)(平成25年3月)」(以下、「ガイドライン」という)に定める基準に基づいて作成した電子データを指す。
2. ガイドラインに基づいて作成した電子成果品は電子媒体(CD-R等)で正本1部、副本2部の計3部提出する。電子化しない成果品については従来どおりの取り扱いとする。電子納品レベル及び成果品の電子化の範囲については、事前協議を行い決定するものとする。

1-1-38 [略]

1-1-39環境対策

1. ~3. [略]

4. 資材(材料及び機材を含む。)、工法、建設機械及び目的物

- (1) 受注者は、資材(材料及び機材を含む。)、工法、建設機械及び目的物の使用に当たっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に配慮しつつ、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。)」第6条の規定に基づく「環境物品等の調達の推進等に関する基本方針」に定める特定調達品目の使用を積極的に推進するものとする。

- (2) 受注者は、(1)の特定調達品目を使用する場合には、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に定める特定調達品目ごとの判断の基準(以下「特定調達品目の判断の基準」という。)を満たすものとする。

- (3) 受注者は、使用する資材(材料及び機材を含む。)の梱包及び容器について、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されたものの使用を積極的に推進するものとする。

5. 6. [略]

1-1-40 [略]

1-1-41 交通安全管理

- 1~10 [略]

11. 受注者は、交通誘導警備員を配置する場合は、交通誘導警備業務に係る1級検定合格警備員又は2級検定合格警備員、または、交通誘導に関して専門的な知識及び技能を有する警備員等を配置すること。

但し、鹿児島県公安委員会が、道路における危険を防止するため、交通誘導警備業務検定合格警備員の配置が必要と定めた路線において、交通誘導警備業務に従事する場合の交通誘導警備員は、交通誘導警備業務を行う場所毎に1名以上は、1級検定合格警備員又は2級検定合格警備員を配置すること。

また、請負者は、上記のことを示す資料を監督職員に現地着手前に提出すること。

資格	資格要件
交通誘導警備業務に係る 1級検定合格警備員 2級検定合格警備員	改正警備業法(H17.11.21施行)における検定合格者
交通誘導に関し専門的な知識及び技術を有する警備員等	・警備業法における指定講習を受講した者 ・警備業法における基本教育及び業務別教育(警備業法第二条第一項第二号の警備業務)を現に受けている者で、交通誘導に関する警備業務に従事した期間(実務経年数)が1年以上である者

<注意点>

交通誘導警備員の員数等については、特別仕様書に明示することとする

現行

1-1-35~36 [略]

1-1-37 電子納品

1. 本工事(業務)は、電子納品対象工事(業務)とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「鹿児島県電子納品ガイドライン(案)(平成24年3月)」(以下、「ガイドライン」という)に定める基準に基づいて作成した電子データを指す。
2. ガイドラインに基づいて作成した電子成果品は電子媒体(CD-R)で正本1部、副本2部の計3部提出する。電子化しない成果品については従来どおりの取り扱いとする。電子納品レベル及び成果品の電子化の範囲については、事前協議を行い決定するものとする。

1-1-38 [略]

1-1-39 環境対策

1. ~3. [略]

[新設]

- (1) 受注者は、資材、工法、建設機械又は目的物の使用にあたっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト、公共工事の配慮事項(「資材の梱包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。」)等に配慮しつつ、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号。)」第6条で定めた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に定められた特定調達品目の使用を積極的に推進するものとする。

[新設]

[新設]

5. 6. [略]

1-1-40 [略]

1-1-41 交通安全管理

- 1~10 [略]

[新設]

○ 農業土木工事共通仕様書(平成29年4月1日付け)一部改正新旧対照表

改正後	現 行		
<p>1-1-42~1-1-46 [略]</p> <p><b>1-1-47 工事特性等への対応状況の報告</b></p> <p>1. 受注者は、工事の施工に関し、工事特性を踏まえ特に必要と認めて実施した事項、創意工夫を図った事項、<b>情報化施工を実施した事項、新技術を活用した事項</b>、地域社会への貢献を図った事項その他契約図書に定められた事項以外の事項であって、特に報告すべきものがある場合には、別に定める様式に基づき作成し、工事完成時までにこれらを監督職員に報告することができる。</p> <p>2. [略]</p> <p>3. 情報化施工とは、情報通信技術（ICT）を工事の施工等に活用することにより、従来の施工技術と比べ、高い生産性と施工品質を実現する施工システムである。</p> <p>4. 新技術とは、農業農村整備民間技術情報データベース（以下「NNTD」という。）及び新技術情報提供システム（以下「NETIS」という。）に登録されている技術、NNTD又はNETISには登録されていないもの、従来の標準的な技術に比べて活用の効果が同等以上の技術又は同等以上と見込まれる技術、及び特殊な現場条件下における独自の工法による技術等である。</p> <p>1-1-48~1-1-56 [略] [削る。]</p> <p><b>1-1-57管内(県内)建設業者の優先活用</b></p> <p>1. 請負業者は、工事の一部を下請に付する場合は、当該振興局管内（施工地を管轄する振興局、支庁単位）に主たる営業所を有する者を使用するよう努めることとする。</p> <p>2. 請負業者は、前項で定めた建設業者を活用しない場合は、施工計画書等の提出と併せて「下請工事における管内建設業者等不活用状況報告書」を監督職員に提出すること。</p> <p>3. 請負業者は、工事完成時及び監督職員から指示された場合、「下請業者使用実績報告書」を監督職員に提出すること。</p> <p><b>1-1-58 県産資材の優先使用</b></p> <p>2. 請負業者は、「材料使用承認願」において、全ての資材について県産資材使用の有無を記載するとともに、以下に記載する「指定主要資材」の中で県産資材等を使用しない場合は、「県産資材等不使用状況報告書」を監督職員に提出し、承認を得なければならない。</p> <table border="1" data-bbox="293 1126 965 1174"> <tr> <td>指定主要資材 (7品目)</td> <td>生コン(レディミクストコンクリート)、コンクリート二次製品 石材類、アスファルト合材、木材、樹木、芝</td> </tr> </table> <p>3. 前項で定めた不使用状況報告書において、第1項で定めた資材業者等から調達しない場合には、その理由を記載すること。</p> <p>4. 請負業者は、工事完成時及び監督職員から指示された場合、「建設資材使用実績報告書」を監督職員に提出すること。</p> <p>1-1-59 鉄道等高压線に近接した測量作業等の感電事故防止対策</p> <p>1-1-60 手すり先行型足場</p>	指定主要資材 (7品目)	生コン(レディミクストコンクリート)、コンクリート二次製品 石材類、アスファルト合材、木材、樹木、芝	<p>1-1-42~1-1-46 [略]</p> <p><b>1-1-47 工事特性等への対応状況の報告</b></p> <p>1. 受注者は、工事の施工に関し、工事特性を踏まえ特に必要と認めて実施した事項、創意工夫を図った事項、地域社会への貢献を図った事項その他契約図書に定められた事項以外の事項であって、特に報告すべきものがある場合には、別に定める様式に基づき作成し、工事完成時までにこれらを監督職員に報告することができる。</p> <p>2. [略] [新設]</p> <p>[新設]</p> <p>1-1-48~1-1-56 [略]</p> <p><b>1-1-57 下請け契約に関する請負代金内訳書及び支払い状況等の確認</b></p> <p>受注者は、建設工事の下請契約の請負代金の総額が3,000万円（建築一式工事は4,500万円）以上となる場合は、施工体制台帳の作成及び提出と併せて、契約額が500万円以上となる下受注者並びに再下受注者に関する「請負代金内訳書」を取りまとめ、監督職員に提出するものとする。（施工体制点検「様式-1」に基づく。）</p> <p>また、発注者が実施する施工体制点検の現場確認時には、現場が稼働中にある契約額500万円以上の下請（再下請）業者の主任技術者に対し、施工状況が契約書どおりであるかどうか、さらに、点検時点迄において、契約書どおりの支払いが履行されたか等について、適宜、聞き取りを実施するものとする。（施工体制点検「様式-2」に基づく。）</p> <p><b>1-1-58下請工事における管内(県内)建設業者の優先活用</b></p> <p>1. 受注業者は、工事の一部を下請に付する場合は、当該振興局管内（施工地を管轄する振興局、支庁単位）に主たる営業所を有する者を使用するよう努めることとする。</p> <p>2. 受注業者は、前項で定めた建設業者を活用しない場合は、施工計画書等の提出と併せて「不使用等状況報告書」を監督職員に提出すること。</p> <p>[新設]</p> <p><b>1-1-59 県産資材の優先使用</b></p> <p>2. 受注業者は、前項で定めた県産資材等を使用しない場合は、材料承認願の提出と併せて「不使用等状況報告書」を監督職員に提出することとする。</p> <p>[新設]</p> <p>1-1-60 鉄道等高压線に近接した測量作業等の感電事故防止対策</p> <p>1-1-61 手すり先行型足場</p>
指定主要資材 (7品目)	生コン(レディミクストコンクリート)、コンクリート二次製品 石材類、アスファルト合材、木材、樹木、芝		

○ 農業土木工事共通仕様書(平成29年4月1日付け)一部改正新旧対照表

改正後	現 行
<p><b>1-1-61 熱中症対策</b> 作業現場における熱中症対策については、下請業者や資材関係業者など工事関係者全てに対して対策を講じること。</p> <p><b>1-1-62 ダンプトラック等における過積載等の防止</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 工事用資機材等の積載超過のないようにすること。</li> <li>2. 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。</li> <li>3. 資材等の過積載を防止するため資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することがないようにすること。</li> <li>4. さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが、工事現場に出入りすることがないようにすること。</li> <li>5. 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別処置法」の目的に鑑み、同法第 12 条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。</li> <li>6. 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。</li> <li>7. 1 から 6 のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。</li> </ol> <p><b>1-1-63 ヤンバルトサカヤスデのまん延防止対策について</b> ヤンバルトサカヤスデのまん延を防止するため、ヤスデ発生地区（奄美地区を除く）で土や樹木の移動（搬出入）が必要な工事の実施については、下記「ヤンバルトサカヤスデのまん延防止対策について」を参考に十分注意を払うとともに、ヤンバルトサカヤスデの棲息が確認された場合は、まん延防止対策を講ずる必要があるため、棲息状況等の調査を行い、監督職員に報告すること。</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;"><b>ヤンバルトサカヤスデのまん延防止対策について</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 土・樹木等の措置                     <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 発生地区からの搬出を極力抑えることを原則とする。</li> <li>(2) 廃棄樹木等については、焼却処理する。</li> </ol> </li> <li>2. やむを得ず、土・樹木等を発生地区から搬出する場合の措置                     <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 薬剤処理・薰蒸処理後、搬出する。</li> <li>(2) 薬剤処理の困難な農作物等の搬出の場合は、付着土壌の除去、目視除去後、搬出する。</li> </ol> </li> <li>3. 発生地区に搬入した建設機材や農・林業工作機械の措置 付着土壌の除去並びに薬剤処理後、搬出する。</li> <li>4. 未発生地区での措置 発生地区からの土・樹木等の搬入や農・林業工作機械の移動等があった場合は、上記 1～3 の措置が講じられているかを確認する。 なお、これまでに発生が確認されたことのある市町村については、鹿児島県のホームページで確認し、詳細は、各市町村に確認することとする。</li> </ol> </div>	<p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p>

○ 農業土木工事共通仕様書(平成29年4月1日付け)一部改正新旧対照表

改正後	現 行
<p><b>1-1-64 鳥インフルエンザ感染防止対策</b></p> <p>1. 移動制限区域外から区域内へ資材搬入等の場合</p> <p>(1) 鹿児島県内において「高病原性鳥インフルエンザ」が発生した場合、まん延防止のため、移動制限区域外から区域内へ資材搬入を行う工事においては、移動制限区域が解除されるまでの期間は、以下の感染防止対策を実施すること。</p> <p>① 工事関係車両が移動制限区域を通過する場合は、消毒ポイントにおいて必ず消毒を受けること。</p> <p>② 工事関係車両が移動制限区域外の主要な幹線道路を通過する場合においても、移動ルート上や周辺道路に消毒ポイントが設置されている場合は、消毒ポイントにおいて必ず消毒を受けること。</p> <p>③ 工事現場事務所の出入口では、消毒マットによる足ふき、手足の洗浄、うがいの励行等の方法により防疫対策を徹底すること。</p> <p>④ 上記について、下請業者や資材関係業者など工事の関係者全てに徹底すること。</p> <p>(2) 移動制限区域や消毒ポイントは、県庁ホームページで常に最新の情報を確認すること。</p> <p>2. 移動制限区域内での工事施工の場合</p> <p>(1) 鹿児島県内において「高病原性鳥インフルエンザ」が発生した場合、まん延防止のため、移動制限区域内での工事施工においては、移動制限区域が解除されるまでの期間は、必要な資材等が準備出来次第速やかに、以下の感染防止対策を実施すること。</p> <p>① 工事関係車両が移動制限区域を通過する場合は、消毒ポイントにおいて必ず消毒を受けること。</p> <p>② 工事関係車両が移動制限区域外の主要な幹線道路を通過する場合においても、移動ルート上や周辺道路に消毒ポイントが設置されている場合は、消毒ポイントにおいて必ず消毒を受けること。</p> <p>③ 現場の出入口では、必ず全ての車両の入退場に対して車両の消毒を実施し、現場関係者に対しては消毒マット等の方法により防疫措置を徹底すること。</p> <p>④ 工事現場事務所の出入口では、消毒マットによる足ふき、手足の洗浄、うがいの励行等の方法により防疫対策を徹底すること。</p> <p>⑤ 上記について、下請業者や資材関係業者など、本工事（業務）の関係者全てに徹底すること。</p> <p>⑥ ③については、状況写真を1枚撮影し、現場管理写真（業務報告書）に添付すること。</p> <p>(2) 上記③における消毒薬の材料代等については、実績数量により設計変更するものとし、事前に監督職員と協議すること。</p> <p>(3) 移動制限区域や消毒ポイントは、県庁ホームページで常に最新の情報を確認すること。</p> <p>&lt;注意点&gt;</p> <p>高病原性鳥インフルエンザが発生した場合は、「県発注の工事現場における「高病原性鳥インフルエンザ対策の徹底について（平成23年1月26日環境林務部長、商工労働水産部長、農政部長、土木部長発出）」に基づき、別途、監督員指示書により通知することとする。</p> <p>また、「工事現場等における工事関係車両等に対する消毒作業の積算について」（平成23年2月8日付け農政部総括工事監査監発出）に基づき適切に積算すること。</p> <p><b>1-1-65 口蹄疫対策</b></p> <p>家畜伝染病「口蹄疫」が発生した場合、下記により感染防止を実施すること。</p> <p>1. 関係者が制限区域内に出入りする場合は、消毒マットによる足ふき、手足の洗浄、うがいの励行などの防疫措置を徹底すること。</p> <p>2. 関係車両が制限区域内に出入りする場合は、必ず消毒ポイントが設けられている道路を通過し、消毒を受けること。</p> <p>3. 移動制限区域及び搬出制限区域や消毒ポイントは、県庁ホームページ等で常に最新の情報を確認すること。</p>	<p>[新設]</p> <p>[新設]</p>



○ 農業土木工事共通仕様書(平成29年4月1日付け)一部改正新旧対照表

改正後	現 行
<p><b>1-1-66 間接工事費等諸経費動向調査</b>  「間接工事費等諸経費動向調査」の対象工事とされた場合には、別途監督職員より通知される調査要領等に基づき調査票の作成を行う。調査票は、工事終了後速やかに監督職員に提出するものとする。  また、調査票の聞き取り調査等を実施する場合にはこれに協力するものとし、調査票の根拠となった契約書等を提示するものとする。</p>	<p>[新設]</p>
<p><b>1-1-67 国土調査の基準点等の保全</b>  1. 国土調査の基準点等測量標識等の保全  施工区域内に国土調査の基準点等測量標識等がある場合は、その取り扱いについて監督職員に指示を仰ぐとともに、施工前に設置者と協議すること。</p>	<p>[新設]</p>
<p><b>1-1-68 測量作業等の感電事故防止対策の強化</b>  1. 鉄道等高压線に近接した場所において、測量作業等を実施する場合は、受注者は、事前に施設管理者等と事故防止対策会議など緊密に連絡をとること。  2. 受注者は、前項の作業を行う場合には、感電事故の防止のため、3m以下の絶縁型のスタッフやポールを使用すること。</p>	<p>[新設]</p>
<p><b>1-1-69 アスベスト(石綿)対策</b>  掘削作業等において石綿を使用した管等が発見された場合、「石綿障害予防規則」に定める措置が義務づけられているため、直ちに監督職員に報告するものとする。</p>	<p>[新設]</p>
<p><b>1-1-70 ウイルス対策</b>  1. 使用するパソコンはウイルス対策を必ず行うこと。  2. 市販のウイルス対策ソフトを使用パソコンにインストールし、常に最新の検索エンジン、パターンファイルを適用すること。  3. 外部から持ち込むデータについては、コピー、保存、閲覧などの前に必ずウイルスチェックを行うこと。  4. OSは常に最新のアップデートを行うこと。  5. 業務に必要なデータのみを記録媒体に保存し、提出前にウイルス検索を行い提出すること。  6. 使用するパソコン環境及びウイルス対策ソフト名について、施工計画書・業務計画書に記載すること。</p>	<p>[新設]</p>
<p><b>第2章 材料</b>  <b>第1節 一般事項</b>  <b>2-1-1 適用</b>  [中略]  また、設計図書に品質が示されていない場合で、かつ適切な強度、耐久性及び機能が確保される場合、「グリーン購入法」第6条の規定に基づく「環境物品等の調達推進に関する基本方針」に定める特定調達品目の優先使用について、監督職員と協議するものとする。  <b>2-1-2~2-1-4 [略]</b>  <b>第2節~第4節 [略]</b></p>	<p><b>第2章 材料</b>  <b>第1節 一般事項</b>  <b>2-1-1 適用</b>  [中略]  また、設計図書に品質が示されていない場合で、かつ適切な強度、耐久性及び機能が確保される場合、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づく「環境物品等の調達推進に関する基本方針」に示される環境負荷低減に資する物品等(特定調達品目)として指定されている材料の優先使用について、監督職員と協議するものとする。  <b>2-1-2~2-1-4 [略]</b>  <b>第2節~第4節 [略]</b></p>

○ 農業土木工事共通仕様書(平成29年4月1日付け)一部改正新旧対照表

改正後	現 行
<p><b>第5節 鋼材</b></p> <p><b>2-5-1 [略]</b></p> <p><b>2-5-2 鋼材</b> 鋼材は、次の規格に適合したもの、又はこれと同等以上の品質を有するものとする。</p> <p>1. , 2. [略] [削る。] [削る。]</p> <p>3. 鋼管 (1) ~ (4) [略] (5) J I S G 3452 (配管用炭素鋼管) 記号 SGP (6) ~ (11) [略]</p> <p>4. 鋳鉄品、鋳鋼品及び鍛鋼品 (1) ~ (13) [略] (14) J D P A G 1042 (NS形ダクタイル鋳鉄管) 記号 D1, D2, DS (15) J D P A G 1046 (PN形ダクタイル鋳鉄管) 記号 D1~D4</p> <p>5. [略]</p> <p><b>2-5-3 溶接材料</b> 溶接材料は、次の規格に適合したもので、かつ、母材に適合する品質を有するものでなければならぬ。</p> <p>(1) [略] (2) J I S Z 3211 (軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用被覆アーク溶接棒) 記号 E</p> <p>[削る。]</p> <p>[削る。]</p> <p>(3) ~ (8) [略] (9) J I S Z 3316 (軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用ティグ溶接棒及びソリッドワイヤ) 記号 YGT (10) ~ (14) [略]</p> <p><b>2-5-4 [略]</b></p> <p><b>2-5-5 鋼材二次製品</b> 鋼材二次製品については、次の規格に適合したものとする。</p> <p>1. ~ 5. [略] 6. バルブ類 (1) [略] (2) J W W A B 120 (水道用ソフトシール仕切弁) (3) ~ (5) [略] 7. [略]</p> <p><b>2-5-6・2-5-7 [略]</b></p> <p><b>第6節 [略]</b></p> <p><b>第7節 プレキャストコンクリート製品</b></p> <p><b>2-7-1 [略]</b></p> <p><b>2-7-2 プレキャストコンクリート製品</b> プレキャストコンクリート製品は、次の規格に適合したもの、又はこれと同等以上の品質を有するものとする。</p> <p>(1) ~ (10) [略] [削る。] (11) ~ (14) [略]</p> <p><b>第8節 [略]</b></p>	<p><b>第5節 鋼材</b></p> <p><b>2-5-1 [略]</b></p> <p><b>2-5-2 鋼材</b> 鋼材は、次の規格に適合したもの、又はこれと同等以上の品質を有するものとする。</p> <p>1. , 2. [略] 3. リベット用鋼材 (1) J I S G 3104 (リベット用丸鋼) 記号 SV 4. 鋼管 (1) ~ (4) [略] (5) J I S G 3452 (配管用炭素鋼管) 記号 SGP (6) ~ (11) [略]</p> <p>5. 鋳鉄品、鋳鋼品及び鍛鋼品 (1) ~ (13) [略] [新設] [新設] 6. [略]</p> <p><b>2-5-3 溶接材料</b> 溶接材料は、次の規格に適合したもので、かつ、母材に適合する品質を有するものでなければならぬ。</p> <p>(1) [略] (2) J I S Z 3211 (軟鋼、高張力鋼及び低温用被覆アーク溶接棒) 記号 E</p> <p>(3) J I S Z 3211 (軟鋼用被覆アーク溶接棒) 記号 D (4) ~ (5) [略] (6) J I S Z 3211 (軟鋼用被覆アーク溶接棒) 記号 DL (7) ~ (8) [略] (9) J I S Z 3316 (軟鋼及び低合金鋼用ティグ溶接棒及びソリッドワイヤ) 記号 YGT (10) ~ (16) [略]</p> <p><b>2-5-4 [略]</b></p> <p><b>2-5-5 鋼材二次製品</b> 鋼材二次製品については、次の規格に適合したものとする。</p> <p>1. ~ 5. [略] 6. バルブ類 (1) [略] (2) J W W A B 120 (水道用ソフトシール弁) (3) ~ (5) [略] 7. [略]</p> <p><b>2-5-6・2-5-7 [略]</b></p> <p><b>第6節 [略]</b></p> <p><b>第7節 プレキャストコンクリート製品</b></p> <p><b>2-7-1 [略]</b></p> <p><b>2-7-2 プレキャストコンクリート製品</b> プレキャストコンクリート製品は、次の規格に適合したもの、又はこれと同等以上の品質を有するものとする。</p> <p>(1) ~ (10) [略] (11) J I S A 5412 (プレストレストコンクリートダブルTスラブ) (12) ~ (15) [略]</p> <p><b>第8節 [略]</b></p>



○ 農業土木工事共通仕様書(平成29年4月1日付け)一部改正新旧対照表

改正後	現 行						
<p><b>第9節 合成樹脂製品等</b>  <b>2-9-1 一般事項</b>                      1. 合成樹脂によるパイプ等の製品は、次の規格に適合したもの、又はこれと同等以上の品質を有するものとする。                      (1)～(7) [略]                      (8) J W W A K 129 (水道用ゴム輪形硬質ポリ塩化ビニル管)                      (9) J W W A K 130 (水道用ゴム輪形硬質ポリ塩化ビニル管継手)                      (10) F R P M K 1111 (強化プラスチック複合管内圧管)                      2. [略]</p> <p><b>第10節・第11節 [略]</b></p> <p><b>第12節 塗料</b>  <b>2-12-1・2-12-2 [略]</b>  <b>2-12-3 鋼管塗装</b>                      鋼管の塗装仕様は、次の規格に適合したものとする。                      1. [略]                      2. 継手部                      内面 J W W A K 135-2007 (水道用液状エポキシ樹脂塗料塗装方法)                      外面 W S P 012-2014 (長寿命形水道用ジョイントコート)                      J W W A K 153 (水道用ジョイントコート)  <b>2-12-4 [略]</b></p> <p><b>第13節 種子</b>  <b>2-13-1 植生工、植生基盤材吹工等の種子配合</b>                      1. [略]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 5%;">草 本 類</td> <td style="width: 15%;">外来種</td> <td style="width: 80%;">クリーピングレッドフェスク、ケンタッキーブルーグラス パミュダグラス、ホワイトクローバー ペントグラス</td> </tr> </table> <p>2. 環境省が指定している「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト(生態系被害防止外来種リスト)」に該当する植物は使用しないこととする。</p> <p><b>第3章 施工共通事項</b>  <b>第1節 [略]</b>  <b>第2節 一般事項</b>  <b>3-2-1 適用すべき諸基準</b>                      [中略]                      (1)～(36) [略]                      (37) 手すり先行工法等に関するガイドライン 厚生労働省労働基準局                      (38)～(41) [略]                      (42) 斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン 厚生労働基準局                      (43) 基礎ぐい工事の適正な施工を確保するために構すべき措置 国土交通省                      (44) 基礎ぐい工事における工事監理ガイドライン 国土交通省                      (45) 既製コンクリート杭施工管理指針 (一社)日本建設業連合会  <b>3-2-2 [略]</b></p> <p><b>第3節 土工</b>  <b>3-3-1～3-3-4 [略]</b>  <b>3-3-5 路床盛土工</b>                      1.～4. [略]                      5. 路床の盛土材料の最大寸法は、10cm程度とする。                      6.～10. [略]  <b>3-3-6～3-3-8 [略]</b></p>	草 本 類	外来種	クリーピングレッドフェスク、ケンタッキーブルーグラス パミュダグラス、ホワイトクローバー ペントグラス	<p><b>第9節 合成樹脂製品等</b>  <b>2-9-1 一般事項</b>                      1. 合成樹脂によるパイプ等の製品は、次の規格に適合したもの、又はこれと同等以上の品質を有するものとする。                      (1)～(7) [略]                      (8) J W W A K 127 (水道用ゴム輪形硬質塩化ビニル管)                      (9) J W W A K 128 (水道用ゴム輪形硬質塩化ビニル管継手)                      (10) F R P M K 1111 及び2111 (強化プラスチック複合管内圧管)                      2. [略]</p> <p><b>第10節・第11節 [略]</b></p> <p><b>第12節 塗料</b>  <b>2-12-1・2-12-2 [略]</b>  <b>2-12-3 鋼管塗装</b>                      鋼管の塗装仕様は、次の規格に適合したものとする。                      1. [略]                      2. 継手部                      内面 J W W A K 135-2007 (水道用液状エポキシ樹脂塗料塗装方法)                      外面 W S P 012-2010 (水道用塗覆装鋼管ジョイントコート)                      J W W A K 153 (水道用ジョイントコート)  <b>2-12-4 [略]</b></p> <p><b>第13節 種子</b>  <b>2-13-1 植生工、植生基盤材吹工等の種子配合</b>                      1. [略]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 5%;">草 本 類</td> <td style="width: 15%;">外来種</td> <td style="width: 80%;">ウイーピングレッドフェスク、ケンタッキーブルーグラス パミュダグラス、バビアグラス、ホワイトクローバー ペントグラス、レッドトップ</td> </tr> </table> <p>2. 環境省が指定している要注意外来生物に該当する植物は使用しないこととする。</p> <p><b>第3章 施工共通事項</b>  <b>第1節 [略]</b>  <b>第2節 一般事項</b>  <b>3-2-1 適用すべき諸基準</b>                      [中略]                      (1)～(36) [略]                      (37) 手すり先行工法等に関するガイドライン 厚生労働省労働基準局                      (38)～(41) [略]                      [新設]                      [新設]                      [新設]                      [新設]  <b>3-2-2 [略]</b></p> <p><b>第3節 土工</b>  <b>3-3-1～3-3-4 [略]</b>  <b>3-3-5 路床盛土工</b>                      1.～4. [略]                      5. 路床の盛土材料の最大寸法は、20cm程度とするものとする。                      6.～10. [略]  <b>3-3-6～3-3-8 [略]</b></p>	草 本 類	外来種	ウイーピングレッドフェスク、ケンタッキーブルーグラス パミュダグラス、バビアグラス、ホワイトクローバー ペントグラス、レッドトップ
草 本 類	外来種	クリーピングレッドフェスク、ケンタッキーブルーグラス パミュダグラス、ホワイトクローバー ペントグラス					
草 本 類	外来種	ウイーピングレッドフェスク、ケンタッキーブルーグラス パミュダグラス、バビアグラス、ホワイトクローバー ペントグラス、レッドトップ					

○ 農業土木工事共通仕様書(平成29年4月1日付け)一部改正新旧対照表

改正後	現 行
<p><b>第4節 基礎工</b>  <b>3-4-1 一般事項</b>            受注者は、杭の打込みに当たり、次の事項に注意しなければならない。            (1)～(6) [略]            (7) あらかじめ杭の打止め管理方法(ペン書き法による貫入量、リバウンドの測定あるいは杭頭計測法による動的貫入抵抗の測定、<b>オーガ掘削時に地中から受ける抵抗に係る電氣的な計測値の測定</b>など)、<b>根固め液及びびくい周固定液の注入量の測定方法</b>等を施工計画書に記載し、これによる施工記録を整備保管するとともに、監督職員の請求があった場合、速やかに提出しなければならない。  <b>なお、取得すべき施工記録が取得できない場合に、当該施工記録に代替する記録を確保するための手法について施工計画書に記載し、施工時に当該施工記録が取得できない場合には当該手法に基づき記録を作成しなければならない。</b>            (8)～(11) [略]  <b>3-4-2～3-4-10 [略]</b>  <b>第5節～第19節 [略]</b></p> <p><b>第20節 仮設工</b>  <b>3-20-1～3-20-10 [略]</b>  <b>3-20-11 足場工</b>            1. 受注者は、足場の施工に当たり、労働安全衛生規則を遵守するとともに、足場の沈下、滑動防止、継手方法とその緊結方法に注意して組立てなければならない。            また、足場から工具、資材などが落下するおそれがある場合、落下物防護を設置するものとする。            2. [略]</p> <p><b>第21節～ [略]</b></p> <p><b>第2編 工事別編</b>  <b>第1章～第6章 [略]</b>  <b>第7章 管水路工事</b>  <b>第1節 [略]</b>  <b>第2節 一般事項</b>  <b>7-2-1 適用すべき諸基準</b>            適用すべき諸基準については、第1編3-2-1適用すべき諸基準の規定によるもののほか、次の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。            (1)～(6) [略]            (7) W S P 009-2010 (水管橋外面<b>防食</b>基準)            (8) W S P 002-2010 (水道用塗覆装鋼管現場施工基準)            (9)～(26) [略]  <b>7-2-2 一般事項</b>            1. , 2. [略]            3. 枕木及び梯子胴木基礎工            (1) 受注者は、枕木基礎の<b>高さを正確に調整した後</b>、管を設計図書に示す位置に保持するものとし、管底が枕木に点接触することのないよう施工しなければならない。            (2) [略]            4. [略]</p> <p><b>第3節～第5節 [略]</b></p>	<p><b>第4節 基礎工</b>  <b>3-4-1 一般事項</b>            受注者は、杭の打込みに当たり、次の事項に注意しなければならない。            (1)～(6) [略]            (7) あらかじめ杭の打止め管理方法(ペン書き法による貫入量、リバウンドの測定あるいは杭頭計測法による動的貫入抵抗の測定など)等を施工計画書に記載し、これによる施工記録を整備保管するとともに、監督職員の請求があった場合、速やかに提出しなければならない。    <b>[新設]</b>            (8)～(11) [略]  <b>3-4-2～3-4-10 [略]</b>  <b>第5節～第19節 [略]</b></p> <p><b>第20節 仮設工</b>  <b>3-20-1～3-20-10 [略]</b>  <b>3-20-11 足場工</b>            1. 受注者は、足場の施工に当たり、労働安全衛生規則<b>第655 条</b>を遵守するとともに、足場の沈下、滑動防止、継手方法とその緊結方法に注意して組立てなければならない。            また、足場から工具、資材などが落下するおそれがある場合、落下物防護を設置するものとする。            2. [略]</p> <p><b>第21節～ [略]</b></p> <p><b>第2編 工事別編</b>  <b>第1章～第6章 [略]</b>  <b>第7章 管水路工事</b>  <b>第1節 [略]</b>  <b>第2節 一般事項</b>  <b>7-2-1 適用すべき諸基準</b>            適用すべき諸基準については、第1編3-2-1適用すべき諸基準の規定によるもののほか、次の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。            (1)～(6) [略]            (7) W S P 009-2004 (水管橋外面<b>塗装</b>基準)            (8) W S P 002-98 (水道用塗覆装鋼管現場施工基準)            (9)～(26) [略]  <b>7-2-2 一般事項</b>            1. , 2. [略]            3. 枕木及び梯子胴木基礎工            (1) 受注者は、枕木基礎は<b>正確に高さを調整した後</b>、管を布設し、<b>くさびを打込んで</b>管を設計図書に示す位置に保持するものとし、管底が枕木に点接触とならないよう施工しなければならない。            (2) [略]            4. [略]</p> <p><b>第3節～第5節 [略]</b></p>

○ 農業土木工事共通仕様書(平成29年4月1日付け)一部改正新旧対照表

改正後	現 行
<p>第6節 管体工            7-6-1~7-6-3 [略]            7-6-4 鋼管布設工            1. [略]            2. 据付            (1)・(2) [略]            (3) 塗覆装            1)・2) [略]            3) プラスチック被覆鋼管における継手部外面塗覆装は、WSP 012-2014 プラスチック系を基本とする。            [中略]            4) 基礎材が碎石の場合に塗覆装の保護を目的とし、JWWA K 153-2014 に規定されている耐衝撃シートを巻くものとする。            [中略]            3. [略]</p> <p>7-6-5 [略]            第7節~第18節 [略]</p> <p>第8章・第9章 [略]            第10章 フィルダム工事            第1節~第10節 [略]            第11節 グラウチング工            [中略]            第12節~第14節 [略]</p> <p>第11章 コンクリートダム工事            第1節~第6節 [略]            第7節 グラウチング工            [中略]            第8節 [略]</p> <p>第12章 PC橋工事            第1節~第3節 [略]            第4節 橋梁付属物工            12-4-1~12-4-7 [略]            12-4-8 現場塗装工            1. ~ 7. [略]            8. 受注者は、海上輸送部材、海岸部に架設された部材及び塩分付着の疑いがある場合は、塩分測定を行わなければならない。            塩分付着量の測定の結果、NaClが50mg/m<sup>2</sup>以上となった場合は、処置方法について監督職員と協議するものとする。            9. 受注者は、次の場合塗装を行ってはならない。</p>	<p>第6節 管体工            7-6-1~7-6-3 [略]            7-6-4 鋼管布設工            1. [略]            2. 据付            (1)・(2) [略]            (3) 塗覆装            1)・2) [略]            3) プラスチック被覆鋼管における継手部外面塗覆装は、WSP 012-2010 プラスチック系を基本とする。            [中略]            4) 基礎材が碎石の場合に塗覆装の保護を目的とし、JWWA K 153-2010 に規定されている耐衝撃シートを巻くものとする。            [中略]            3. [略]</p> <p>7-6-5 [略]            第7節~第18節 [略]</p> <p>第8章・第9章 [略]            第10章 フィルダム工事            第1節~第10節 [略]            第11節 <b>ポーリング</b>グラウチング工            [中略]            第12節~第14節 [略]</p> <p>第11章 コンクリートダム工事            第1節~第6節 [略]            第7節 <b>ポーリング</b>グラウチング工            [中略]            第8節 [略]</p> <p>第12章 PC橋工事            第1節~第3節 [略]            第4節 橋梁付属物工            12-4-1~12-4-7 [略]            12-4-8 現場塗装工            1. ~ 7. [略]            8. 受注者は、海上輸送部材、海岸部に架設された部材及び塩分付着の疑いがある場合は、塩分測定を行わなければならない。            塩分付着量の測定結果がNaCl150mg/m<sup>2</sup>以上となった場合は、処置方法について監督職員と協議するものとする。            9. 受注者は、次の場合塗装を行ってはならない。</p>

○ 農業土木工事共通仕様書(平成29年4月1日付け)一部改正新旧対照表

改正後

現 行

(1) 塗装禁止条件

表 12-4-1 塗装禁止条件

塗料の種類	気温(℃)	湿度(RH%)
長ばく形エッチングプライマー	5以下	85以上
無機ジंकリッチプライマー	0以下	50以下
無機ジंकリッチペイント	0以下	50以下
有機ジंकリッチペイント	5以下	85以上
エポキシ樹脂塗料下塗	10以下	85以上
変性エポキシ樹脂塗料下塗	10以下	85以上
変性エポキシ樹脂塗料内面用	10以下	85以上
[削る。]	[削る。]	[削る。]
[削る。]	[削る。]	[削る。]
亜鉛めっき用エポキシ樹脂塗料下塗	5以下	85以上
弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗	5以下	85以上
[削る。]	[削る。]	[削る。]
[削る。]	[削る。]	[削る。]
[削る。]	[削る。]	[削る。]
[削る。]	[削る。]	[削る。]
超厚膜形エポキシ樹脂塗料	5以下	85以上
[削る。]	[削る。]	[削る。]
[削る。]	[削る。]	[削る。]
エポキシ樹脂塗料下塗(低温用)	5以下, 20以上	85以上
変性エポキシ樹脂塗料下塗(低温用)	5以下, 20以上	85以上
変性エポキシ樹脂塗料内面用(低温用)	5以下, 20以上	85以上
無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料	10以下, 30以上	85以上
無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料(低温用)	5以下, 20以上	85以上
コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー	5以下	85以上
ふっ素樹脂塗料用中塗	5以下	85以上
弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用中塗	5以下	85以上
コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料中塗	5以下	85以上
コンクリート塗装用柔軟形エポキシ樹脂塗料中塗	5以下	85以上
ふっ素樹脂塗料上塗	0以下	85以上
弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗	0以下	85以上
コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料上塗	0以下	85以上
コンクリート塗装用柔軟形ふっ素樹脂塗料上塗	0以下	85以上
鉛・クロムフリーさび止めペイント	5以下	85以上
長油性フタル酸樹脂塗料中塗	5以下	85以上
長油性フタル酸樹脂塗料上塗	5以下	85以上
[削る。]	[削る。]	[削る。]
[削る。]	[削る。]	[削る。]
[削る。]	[削る。]	[削る。]
[削る。]	[削る。]	[削る。]
[削る。]	[削る。]	[削る。]
[削る。]	[削る。]	[削る。]
[削る。]	[削る。]	[削る。]
[削る。]	[削る。]	[削る。]
[削る。]	[削る。]	[削る。]
[削る。]	[削る。]	[削る。]
[削る。]	[削る。]	[削る。]

(1) 塗布作業時の気温、湿度の制限

表 12-4-1 塗装種類毎の気温、湿度の制限

塗装の種類	気温(℃)	湿度(RH%)
長ばく形エッチングプライマー	5以下	85以上
無機ジंकリッチプライマー 0以下	0以下	50以下
無機ジंकリッチペイント	0以下	〃
有機ジंकリッチペイント	10以下	85以上
[新設]	[新設]	[新設]
[新設]	[新設]	[新設]
[新設]	[新設]	[新設]
鉛系さび止めペイント	5以下	〃
フェノール樹脂MIO塗料	5以下	〃
[新設]	[新設]	[新設]
[新設]	[新設]	[新設]
エポキシ樹脂プライマー	10以下	〃
エポキシ樹脂MIO塗料*	10以下	〃
エポキシ樹脂塗料下塗*(中塗)*	10以下	〃
変性エポキシ樹脂塗料下塗*	10以下	〃
超厚膜形エポキシ樹脂塗料	5以下	〃
タールエポキシ樹脂塗料	10以下	〃
変性エポキシ樹脂塗料内面用*	10以下	〃
[新設]	[新設]	[新設]
[新設]	[新設]	[新設]
[新設]	[新設]	[新設]
無溶剤形タールエポキシ樹脂塗料*	10以下, 30以上	85以上
無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料*	10以下, 30以上	〃
[新設]	[新設]	[新設]
[新設]	[新設]	[新設]
[新設]	[新設]	[新設]
[新設]	[新設]	[新設]
[新設]	[新設]	[新設]
[新設]	[新設]	[新設]
[新設]	[新設]	[新設]
[新設]	[新設]	[新設]
[新設]	[新設]	[新設]
[新設]	[新設]	[新設]
[新設]	[新設]	[新設]
長油性フタル酸樹脂塗料中塗	5以下	85以上
長油性フタル酸樹脂塗料上塗	5以下	85以上
シリコンアルキド樹脂塗料中塗	5以下	〃
シリコンアルキド樹脂塗料上塗	5以下	〃
塩化ゴム系塗料中塗	0以下	〃
塩化ゴム系塗料上塗	0以下	〃
ポリウレタン樹脂塗料中塗	5以下	〃
ポリウレタン樹脂塗料上塗	0以下	〃
ふっ素樹脂塗料中塗	5以下	〃
ふっ素樹脂塗料上塗	0以下	〃

注) \*印を付した塗料を低温時に塗布する場合は、低温用の塗料を用いるものとする

○ 農業土木工事共通仕様書(平成29年4月1日付け)一部改正新旧対照表

改正後	現 行
<p>(2)～(7) [略]            10.～16. [略]  <b>第5節・第6節 [略]</b></p> <p><b>第13章 [略]</b>  <b>第14章 頭首工工事</b>  <b>第1節～第8節 [略]</b>  <b>第9節 管理橋上部工</b>  <b>14-9-1・14-9-2 [略]</b>  <b>14-9-3 ポステンションT(I)桁製作工</b>            1. [略]            2. 受注者は、PCケーブルの施工について、次の規定によらなければならない。            (1)～(6) [略]            (7) 定着具の支圧面をPC鋼材と垂直になるように配慮しなければならない。また、ねじ部分は緊張完了までの期間、さびたり、損傷を受けたりしないように保護するものとする。なお、ねじは、J I S B 0205 (一般メートルねじ) に適合する転造ねじを使用しなければならない。            3.～6. [略]  <b>14-9-4～14-9-12 [略]</b></p> <p><b>第15章～第20章 [略]</b></p>	<p>(2)～(7) [略]            10.～16. [略]  <b>第5節・第6節 [略]</b></p> <p><b>第13章 [略]</b>  <b>第14章 頭首工工事</b>  <b>第1節～第8節 [略]</b>  <b>第9節 管理橋上部工</b>  <b>14-9-1・14-9-2 [略]</b>  <b>14-9-3 ポステンションT(I)桁製作工</b>            1. [略]            2. 受注者は、PCケーブルの施工について、次の規定によらなければならない。            (1)～(6) [略]            (7) 定着具の支圧面をPC鋼材と垂直になるように配慮しなければならない。また、ねじ部分は緊張完了までの期間、さびたり、損傷を受けたりしないように保護するものとする。なお、ねじは、J I S B 0207 (メートル細目ねじ) に適合する転造ねじを使用しなければならない。            3.～6. [略]  <b>14-9-4～14-9-12 [略]</b></p> <p><b>第15章～第20章 [略]</b></p>